

平成27年8月1日から適用の介護保険制度改正

介護保険サービス利用者負担が変更

一定以上の所得のある方は
利用者負担割合が2割に変更

これまでの介護保険利用者負担は所得にかかわらず一律にサービス費の1割でしたが、65歳以上の方のうち一定以上の所得のある方は、2割負担になります。(左表参照)

▼平成27年8月1日から適用される利用者負担割合

市民税が本人に課税されている場合	本人の合計所得金額が160万円以上	下記以外の場合	2割負担
		同一世帯の65歳以上の方の「年金収入」と「その他の合計所得金額」の合計が次の場合 ○単身：280万円未満 ○2人以上：合計346万円未満	1割負担
	本人の合計所得金額が160万円未満の場合	1割負担	
市民税が本人に課税されていない場合			1割負担

要支援・要介護認定を受けている

被保険者には、各自の負担割合(1割または2割)を記載した「介護保険負担割合証」を送付します。

介護サービス利用の際に、介護保険被保険者証と併せてサービス提供事業所に提示してください。

月々負担の上限である

高額介護サービス費の基準変更

現役並み所得者(市民税課税所得14.5万円以上の65歳以上の方)がいる世帯については、同じ月の利用者負担が上限を超えたときに支給される高額介護サービス費の上限額が次のとおり引き上げられます。

変更前……月額3万7200円
変更後……月額4万4400円

施設利用時の食費・部屋代の負担軽減の基準変更

介護保険施設の入所やショートステイを利用する際、市民税非課税世帯の方には、食費・部屋代の負担軽減を行っていましたが、制度改正によって次の要件が追加されます。

追加された負担軽減の要件

○同世帯・同世帯でないにかかわらず、配偶者が市民税課税の場合は負担軽減の対象外とする。

○預貯金などの金額が次の基準額を超える場合には、負担軽減の対象外とする。

配偶者がいる方……合計2千万円
配偶者がいない方……1千万円

負担軽減の申請を受け付けます
7月31日(金)(必着)までに申請書を担当課窓口へ提出してください。

申請には通帳等の写しが必要です。詳しくは、ご利用の介護保険施設や担当のケアマネジャーにご相談ください。

対象の施設(ショートステイ含む)
特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、小規模特別養護老人ホーム

介護保険制度改正の問合せ

○市庁舎本館1階

高齢介護課 介護認定給付係
Tel 0897-52-1423

○東予総合支所

市民福祉課 福祉係
Tel 0898-64-2700

○丹原総合支所

市民福祉課 市民福祉係
Tel 0898-68-7300

○小松総合支所

市民福祉課 市民福祉係
Tel 0898-72-2111

えがお 愛顔つなぐえひめ国体・えひめ大会

市実行委 第3回総会

2年後の「えひめ国体・えひめ大会」の成功に向けて、5月25日に総合体育館で「西条市実行委員会」の第3回総会を開催しました。

総会には約100人が出席し、総務・企画専門委員会に委託した決定事項等の報告のほか、今年度の事業計画・予算等の各案が審議され、いずれも原案どおり可決されました。

市実行委では、市民の皆さんの共感と協力を得ながら総力を結集し、万全の体制でさまざまな検討や取り組みを行い、当市の魅力があふれる大会をめざします。大会の参加者に「来て良かった」「また来たい」と思っていただけのように、市民の皆さんの積極的な活動への参加・応援で「えひめ国体・えひめ大会」を盛り上げていきましょう。

問合せ 市庁舎新館 国体推進課

Tel 0897-52-1660

